

資料 2

ふりがなの取扱い
について

外国人住民に係るふりがなの取扱いについて（案）

1 外国人住民に係るふりがなの取扱いについて

- 漢字氏名及び通称名には、日本人と同様、できるだけふりがなを付すことが適当である。
- アルファベット氏名には、ふりがなを付さなくても差し支えない。ただし、ふりがなを付すことを妨げるものではない。
- 外国人住民にふりがなを付す場合は、日本人と同様、本人の確認を得る等の方法により、誤りのないようにする。

2 仮住民票作成時の取扱いについて

- 仮住民票の作成時点においては、外国人登録原票に記載しなければならないものとされていないことから、ふりがなを付さなくても差し支えない。

3 法務省通知に基づく氏名の修正時の取扱いについて

- 住民票の職権修正時点においては、本人の確認を得ることができないことから、ふりがなを付さなくても差し支えない。

※ ただし、2及び3の場合においては、適宜の機会に本人の確認を得るなどして、漢字氏名及び通称名にできるだけふりがなを付すことが適当である。また、2の場合において、本人に確認済みのふりがなを把握している場合には、漢字氏名及び通称名にできるだけふりがなを付すことが適当である。